

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年11月21日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 千山 善幸

1. 工事概要

(1) 工事名

那覇空港保安防災総合運用装置更新工事

(2) 工事場所

那覇空港（沖縄県那覇市安次嶺）

(3) 工事内容

本工事は、那覇空港に設置されている保安防災通信指令卓の老朽化に伴う本体機器装置及び付帯設備の更新工事を行うものである。

1) 【設置工事】

①. 官給品

・主卓 1 台、副卓 2 台、制御架 2 架、防災用カメラ 2 台、その他周辺機器 1 式

②. 工事手配品

・防災用カメラモニタ 2 台、防災用カメラ支柱 2 式、その他付帯設備 1 式

2) 【撤去工事】

・主卓 1 台、副卓 1 台、その他周辺機器 1 式、付帯設備 1 式

(4) 工期

契約締結の翌日から平成30年3月27日まで

(5) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（Ⅱ型））の対象工事である。

(6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。ただし、入札時総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

(7) 本工事は、入札等を電子調達システムで行う対象工事である。

なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成29・30年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「電気通信工事業」のA又はB等級に格付けされ、大阪航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大阪航空局長が別に定める手続に基づく、一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加の資格に関する公示」（平成28年10月3日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の

申請を受け付ける。

- (3) 会社更生法に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。但し、(2)の再認定を受けている者を除く。
- (4) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札までの間に、大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付空経第386号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者(共同企業体にあつてはその構成員。)の間に資本関係又は人的関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 当該工事に係る設計業者等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。(詳細については入札説明書を参照すること。)
- (8) 平成14年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、以下に掲げる何れかの要件を満たす工事の施工実績を有する者であること。(元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。)

なお、工事实績が国土交通省又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

1) 防犯・防災に関わる自動通報通信設備(※1)の設置工事

(※1)「防犯・防災に関わる自動通報通信設備」とは以下の全ての機能を有する機器をいう。

- ・音声回線交換機能
- ・音声自動通報や電子メール等を利用した情報伝達機能
- ・通信状況全般を録音・記録する機能

2) 航空保安用の施設又は工作物の電気通信工事

- (9) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。

1) 建設業法で定める「電気通信工事業」の主任技術者又は監理技術者であること。

2) 2.(8)に掲げる工事の施工経験を有する者であること。

3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

4) 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

5) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。)

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

- ② 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)

事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

- (10) 大阪航空局が発注した「電気通信工事」で平成27年4月1日以降に完成した工事の実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。
- (11) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- 1) 入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。
- 2) 3.(2)の企業の施工能力及び配置予定技術者の能力により最大20点の加算点を付与する。
- 3) 得られた標準点、加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。その概要を以下に示すが、具体的な技術的要素及び入札の評価に関する基準等については入札説明書による。

(2) 加算点評価項目

加算点の評価項目は、以下による。

- 1) 企業の施工能力に関する事項
- 2) 配置予定技術者の能力に関する事項

(3) 落札者の決定

入札参加者は価格、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力をもって入札する。標準点に加算額を加えた点数を、その入札価格で除して評価値（ $\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) \div (\text{入札価格}) \}$ ）を算出する。

なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
- 2) 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとして、著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も高い評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。

なお、標準点、加算点の詳細事項については入札説明書による。

- 3) 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条第1項に基づく低入札価格調査を行う。
- (4) 3.(3)において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

4. 入札手続き

(1) 担当部局

〒540-8559 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館15階

国土交通省 大阪航空局 総務部 契約課 契約係

電話:06-6949-6206 FAX:06-6949-6220

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、交付期間及び交付方法

交付期間 平成29年11月21日から平成29年12月6日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分までの間。)ただし、見積もりに必要な図面、仕様書等については、競争参加資格の結果の通知に併せて配布する。

交付場所

1) 4. (1) 担当部局

2) 4. (2). 1)の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、4. (1)に事前に連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

また、電子データによる配布も行う。電子データによる受取りを希望するものはその旨を4. (1)の担当部局へFAXで連絡すること。その際、FAXには工事名、社名、担当者名及び送付先メールアドレスを記載すること。

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成29年11月21日から平成29年12月6日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分までの間。)

提出場所

4. (1)に同じ。

申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送(郵送は書留郵便に限る。提出期限内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。)することにより行うものとする。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札書は、平成30年1月9日 17時00分までに、電子調達システムにより提出すること。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得たうえで、入札日時までに4. (1)あて持参すること。(郵送又は託送による提出は認めない。)

開札は、平成30年1月10日 13時00分 大阪航空局入札室において行う。

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>

問い合わせ先 上記(1)の担当部局と同様。

5. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 納付。

ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納

付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書による。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を実施する。

(4) 配置予定監理（又は主任）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(5) 専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、専任の監理（又は主任）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

(6) 手続きにおける交渉の有無 無。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随時契約により締結する予定の有無 無。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も4. (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、2. (2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(11) 契約後VEの提案

契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(12) その他詳細は入札説明書による。